

論文提出による博士（薬学）の学位申請及び事前審査等に関する要領

令和3年12月22日 制定

（趣旨）

第1条 この要領は、大学院学則18条2項及び学位規程第14条第1項の規定に基づく論文の提出による博士（薬学）の学位請求（以下「論文提出による学位申請」という。）に関する手続き及びその審査等について、必要な事項を定める。

（事前審査）

第2条 論文提出による学位申請をしようとする者は、その学位申請に先立ち、薬学に関する見識、薬学研究歴、研究実績に関して、薬学研究科教務委員会（以下「教務委員会」という。）が行う事前審査を受けなければならない。

2 前項の規定によらず、教務委員会は、本学薬学研究科に4年以上在学し、かつ所定の単位を修得して退学した者が退学日から1年以内に論文提出による学位申請をしようとする場合、この者の事前審査を省略することができる。

（受審申請）

第3条 事前審査を受けようとする者は、事前審査受審申請書（別紙様式1）と併せて、次の各号に定める書類を薬学研究科長に提出する。

- （1）主論文（1編以上）
- （2）副論文（2編以上）
- （3）履歴書
- （4）研究業績一覧
- （5）研究指導者の推薦状
- （6）学歴証明書（対象となる薬学研究歴を有する者に限る。）
- （7）単位修得証明書（対象となる薬学研究歴を有する者に限る。）
- （8）薬剤師、医師、歯科医師、又は獣医師の免許証の写し（薬剤師、医師、歯科医師、獣医師の者に限る。）
- （9）所属機関が発行する在職証明書等（在職中の者に限る。）
- （10）その他教務委員会が必要と認める書類

2 前項に規定する主論文及び副論文は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）主論文は、申請者が筆頭著者となり公表した論文で、学位論文の骨格を成す論文のことをいう。
- （2）主論文は、査読制度のある欧文の学術雑誌に掲載している、又は掲載が決定しているものとする。
- （3）副論文は、申請者が筆頭著者となり公表した論文とする。
- （4）副論文は、査読制度のある学術雑誌に掲載しているもの、又は掲載が決定しているものとする。

3 海外での薬学研究歴を有する者は、第1項に定める書類のほか、次の各号に定める書類を提出する。

- （1）外国籍者で公的機関から助成金を受けている場合、その証明書
- （2）日本での薬学研究歴を併せて有する場合、その研究歴に対応する期間の出入国を明らかにする書類（事前審査の実施）

第4条 教務委員会は、事前審査の受審申請があった場合、速やかにこれを実施する。

2 事前審査の審査委員は、教務委員会の委員とする。ただし、審査対象者の研究指導者は、審査委員から除くものとする。

3 前項によらず、教務委員会は、必要と認める場合、審査対象者の研究指導者でない教員から、2名までを

事前審査委員に加えることができる。

4 審査委員が事前審査において審査する項目は、別表に定めるとおりとする。

5 審査委員は、必要に応じて審査対象者の研究指導者に出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

(事前審査の結果報告)

第5条 教務委員会は、事前審査の終了後、事前審査結果報告書(別紙様式2)を速やかに薬学研究科委員会に提出するとともに、審査の合否を審査対象者に通知する。

(論文提出による学位申請)

第6条 論文提出による学位申請を行う者は、学位規程第14条第1項に定めるもののほか、薬学研究科委員会が指定する書類を提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は事前審査で提出した副論文を参考論文とすることができる。

(学位論文審査)

第7条 薬学研究科委員会は、論文提出による学位申請があった場合、申請者の提出書類と教務委員会が提出する事前審査結果報告書をもって、当該申請者の学位論文の受理の可否について学長に上申する。

2 薬学研究科委員会は、学位規程第14条4項に基づき学長が薬学研究科に付託する学位論文の審査及び学力試験、並びにその合否の議決について、大学院薬学研究科の学位論文及び学位論文審査の取扱いに関する内規の定めるところにより実施する。

(要領の改廃)

第8条 この要領の改廃は、薬学研究科委員会の議を経て薬学研究科長が行う。

(雑則)

第9条 この要領の運用に関し必要な事項は薬学研究科長が定める。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 本要領の施行日をもって、平成31年3月28日制定 論文提出による博士(薬学)の学位授与に係る審査等に関する内規、及び平成31年3月28日制定 論文提出による博士(薬学)の学位授与に係る予備審査に関する要領は廃止する。

薬学研究科 事前審査の審査項目

1. 薬学に関する見識

申請者が次の各号のすべてを満たすこと。

- (1) 主論文1編以上と副論文2編以上を有すること
- (2) 主論文が薬学における学術的価値を有するものであること

2. 薬学研究歴

申請者が本学において1年以上の薬学研究歴を有し、次の各号に定める経歴に応じた年数の薬学研究歴を有すること。

- (1) 薬学、医学、歯学又は獣医学の課程を経た者 大学卒業後5年以上
- (2) 薬学、医学、歯学又は獣医学の課程を経ない者 大学卒業後7年以上

備考 薬学研究歴とは、次に掲げる期間をいう。

- (1) 大学の専任職員（教員（任期付含む。）、研究員（常任に限る。））として研究に従事した期間
- (2) 退学した大学院の在学期間
- (3) 本学の研究生として在学した期間
- (4) 本学附属病院の薬剤部にて薬剤師として研究に従事した期間
- (5) 薬学研究科委員会の認める研究機関において専任職員として研究に従事した期間
- (6) 薬学研究科委員会が前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

3. 研究実績

申請者がその薬学研究歴において継続して学会発表又は論文の公表等を行い、十分な研究実績を有すること。

令和 年 月 日

岩手医科大学
大学院薬学研究科長 殿

氏名 ⑩

事前審査受審申請書

貴学学位規程第14条1項により博士（薬学）の学位申請を行うにあたって、貴学大学院薬学研究科の事前審査を受審したいので、下記の論文を添えて申請いたします。

記

1. 主論文 編
2. 副論文 編

以上

薬学研究科 論文提出による学位申請 (博士 (薬学))
事前審査 結果報告書

審査対象者氏名 _____

区分	審査項目	可/不可
薬学に関する見識	申請者は次の各号のすべてを満たしている。 (1) 主論文 1 編以上と副論文 2 編を有すること (2) 主論文が薬学における学術的価値を有するものであること	
薬学研究歴	申請者は本学において 1 年以上の薬学研究歴を有し、その経歴に応じた所定の年数の薬学研究歴を有している。	
研究実績	申請者はその薬学研究歴において、継続して学会発表又は論文の公表等を行っており、十分な研究実績を有している。	

審査対象者の事前審査について、(合格 / 不合格) とする。

審査委員 署名

• _____

• _____

• _____

• _____

• _____

(• _____)

(• _____)